

淡路市人事行政の運営等の状況

淡路市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年淡路市条例第289号）第6条の規定に基づき、平成25年度における人事行政等の状況について次のように公表する。

淡路市長 門 康 彦

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

区分	淡路市
採用者数	10人
退職者数	30人

- 備考 1 採用者数は、競争試験及び選考により採用した職員数である。
 2 退職者数は、定年、勲奨、死亡、自己都合等により退職した職員数である。
 いずれも平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(2) 職員数の状況

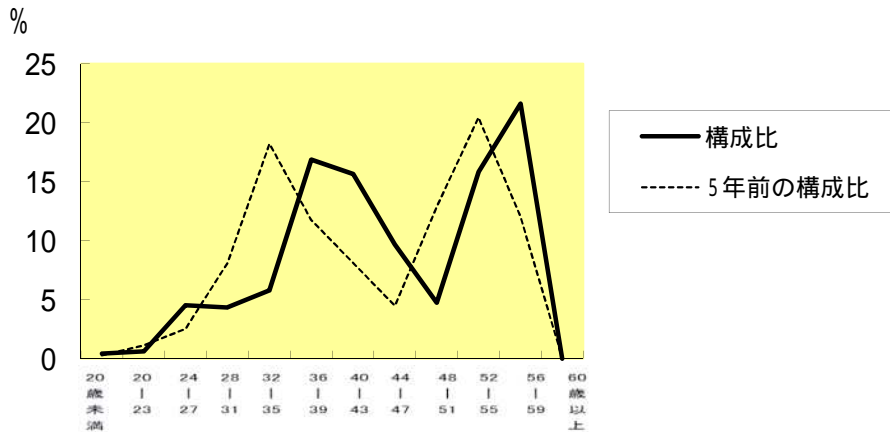
平成25年4月1日現在の正規職員数（487人）は、合併した平成17年4月1日（710人）と比較し、223人減少している。

職員数の推移（各年4月1日現在）

部門別	年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		427	424	409	398	378	360	67(15.7%)
教育		63	74	68	66	61	60	3(4.8%)
消防		1	1	1	1	1	1	0(0.0%)
普通会計計		491	499	478	465	440	421	70(14.3%)
公営企業等会計計		128	105	78	73	67	66	62(48.4%)
総合計		619	604	556	538	507	487	132(21.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	2人	3人	22人	21人	28人	82人	76人	47人	23人	77人	105人	0人	486人

(注) 職員数には、教育長を含まない。

(3) 定員適正化計画

淡路市では、淡路市定員適正化計画に基づき、新規採用の抑制の実施等により、定員の適正化に取り組んでいる。

平成27年4月1日には、453人を目標数値としている。

【計画値】

区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
定員適正計画 (平成18年～平成22年)	710	700	696	678	656	647					
定員適正計画 (平成22年～平成27年)						556	532	515	498	471	453

【実績値】

区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
各年4月1日現在 定員管理調査職員数 (教育長含む。)	710	699	667	619	604	556	538	507	487	467	

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

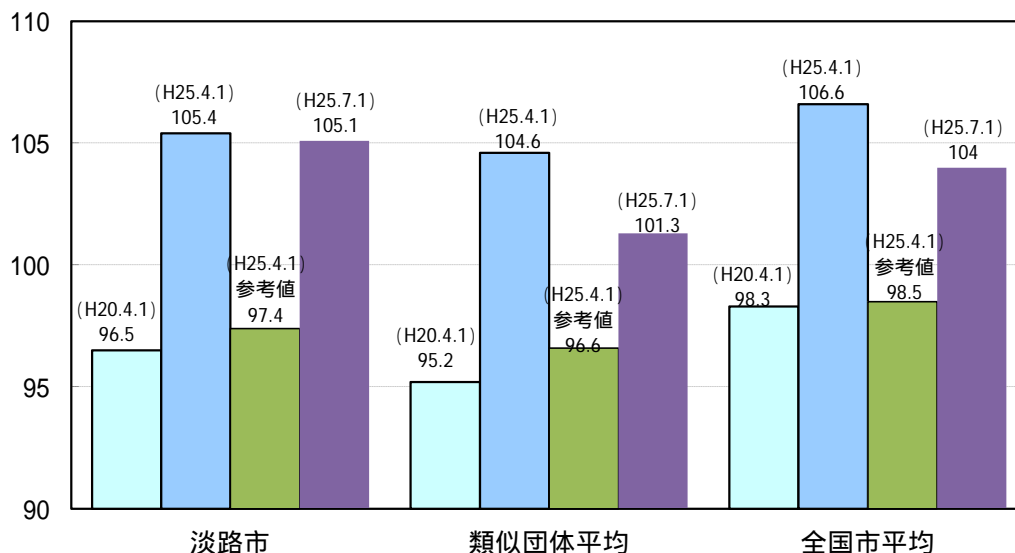
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A
25年度	人 46,653	千円 32,346,992	千円 3,918,428	% 12.11

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
25年度	人 410	千円 1,625,129	千円 257,618	千円 578,066	千円 2,460,813	千円 6,002

(注) 職員手当には、退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

市職員の給料は、条例によって定められており、毎年の人事院勧告を参考に決定している。

市職員の構成は若年層が少なく、中年層・高年層が多くなっており、全体の平均給与を押し上げていることと、財政難のため、平成21年度から平成25年度までの5年間、市職員の給与削減措置を実施し、職員給与の増額を抑制している。

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
淡路市	44.4 歳	335,641 円	363,399 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446)	376,257 円 (405,463)

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
淡路市	53.1 歳	322,240 円	332,015 円
国	49.9 歳	286,850 円	325,400 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 3 国家公務員における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国ベース）の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値（減額前）である。

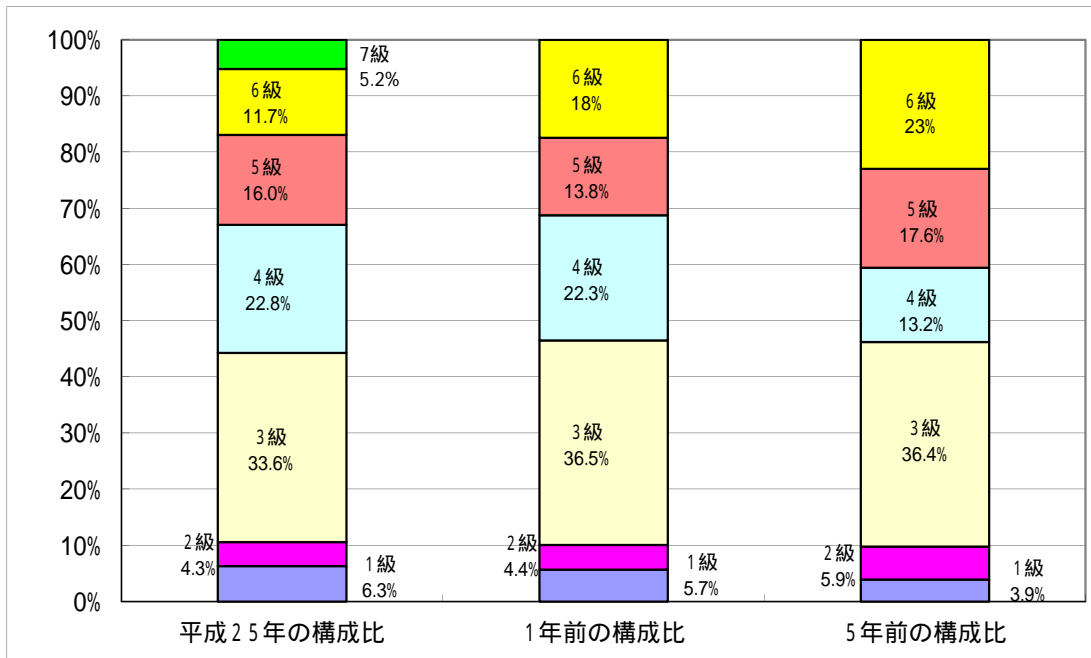
(5) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分		淡路市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	137,200 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7級	理事、部長	23	5.2
6級	次長、課長、特命参事	52	11.7
5級	副課長、主幹	71	16.0
4級	課長補佐、係長	101	22.8
3級	係長、主査	149	33.6
2級	主事	19	4.3
1級	主事	28	6.3

- (注) 1 淡路市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成25年より、6級制から7級制に変更となっている。



(7) 期末手当・勤勉手当

淡路市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,410 千円		
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 上記の平均支給額は、普通会計の期末・勤勉手当の決算額を、普通会計に属する職員数で除した額である。

(8) 退職手当(平成25年4月1日現在)

淡路市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.79 月分	勤続20年	23.03 月分	28.788 月分
勤続25年	32.83 月分	38.96 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 22,188 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務評価を実施しているが、実績を反映していない。

(9) 特殊勤務手当

支給実績(25年度決算)	2,912 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	30,021 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	23.7 %		
手当の種類(手当数)	11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	税務事務職員	市税の賦課及び徴収業務	月額1,000円
感染症防疫作業手当	防疫作業従事職員	伝染病等に関する防疫業務	月額1,000円
塵埃焼却場作業手当	塵埃焼却場従事職員	収集、運搬及び処分業務	月額3,000円
火葬業務手当	火葬処理従事職員	火葬処理に関する業務	業務1回につき1,000円
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人等の看護等従事職員	看護、移送又は埋葬に関する業務	業務1回につき1,000円
保育業務手当	保育業務従事職員	保育に関する業務	月額3,000円
保健業務手当	保健業務従事職員	保健に関する業務	月額3,000円
介護・調理手当	老人施設の介護・調理従事職員	介護・調理に関する業務	月額3,000円
医師職手当	医師職	診療に関する業務	月額280,000円
時間外診療往診手当	医師職	緊急を要する診療業務	(加算点数 - 基本点数) × 10円
入院医学管理手当	医師職	1日当たりの入院患者数	月額50,000円

(注) 上記の平均支給額は、普通会計の特殊勤務手当決算額を、支給対象者で除した額である。

(10) 時間外勤務手当

支給実績 (2 5 年 度 決 算)	106,806 千円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額	351,336 円
支給実績 (2 4 年 決 算)	75,224 千円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額	237,300 円

(注) 上記の平均支給額は、普通会計の時間外勤務手当決算額を管理職を除く職員数で除した額である。

(11) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員 に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親 族 6,500円 ・配偶者がいない場合の 1人目 11,000円 ・16歳になる年度初め から22歳になった年度 末までの子の加算 5,000円	同じ		51,104 千円	241,057 円
住居手当	自ら居住するため住 宅を借り受け、家賃を 支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃 - 12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円 + (家賃 - 23,000円) × 1/2 (27,000円限度) 自宅居住者で世帯主 である職員 ・2,500円 平成25年3月31日廃止 (経過措置) 平成25年度2,000円 平成26年度1,500円	同じ		16,910 千円	88,073 円
通勤手当	通勤のため交通機 関、交通用具(自動車 等)を使用している職 員に支給(徒歩により 通勤するものとした場 合の通勤距離が片道2 km未満である職員を除 く。) ・交通機関を使用し ている職員 運賃等相当額(鉄道 等利用者は6箇月定期券 の額)支給限度額 55,000円 ・交通用具(自動車 等)を使用している職 員 通勤距離に応じ 2,500円 ~ 26,700円	異なる	国は片道2 km未満 無支給。 また、交 通用具 (自動車 等)を使 用してい る職員に 対する手 当が国よ り2,000円 高い(片 道2km以 上の各距 離区 分)。	36,400 千円	103,116 円
管理職手当	管理又は監督の地位 にある一定範囲の職員 に対して、その職務の 特殊性に着目して支給 ・役職の区分に応じ、 13,000円 ~ 49,000円	異なる	支給率	42,210 千円	398,208 円

(注) 上記の平均支給額は、普通会計のそれぞれの手当決算額を、それぞれの対象職員数で除した額である。

(12) 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料 報 酬	市 長	672,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 市 長	616,000 円		989,000 円 / 259,000 円			
	教 育 長	544,000 円		816,000 円 / 483,000 円			
	議 長	450,000 円					
	副 議 長	378,000 円		545,000 円 / 230,000 円			
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合)					
	副 市 長	3.95 月分					
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)					
	副 議 長	3.95 月分					
備 考	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.41		13,224,960 円	(任期ごと)		
		給料月額×在職月数×0.25		7,392,000 円	(任期ごと)		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 日 数
年次休暇	1年度につき20日
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1年度につき5日
結婚休暇	5日以内
産前産後休暇	産前休暇 出産予定日前8週間目に当たる日(多胎妊娠は14週間)から出産日 産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
育児休暇	1日につき2回、各30分以内の時間
妻の出産休暇	2日
養育休暇	妻の産前産後休暇期間内の5日以内
生理休暇	請求期間
妊産婦の保健指導	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回
子の看護休暇	1年度につき5日以内
忌引休暇	親族区分により1日から10日までの期間
法要休暇	1日(父母の死亡後15年以内)
夏季休暇	7月から9月までの期間において5日以内
リフレッシュ休暇	勤続年数20年及び30年に達した年度につき3日以内
住居滅失等	必要と認められる期間
交通遮断	必要と認められる期間
危険回避	必要と認められる期間

(3) 育児休業等取得者数

区 分	取得者数
育児休業	8人
部分休業	2人

(注)平成25年度中に新規取得者及び前年度より継続中の職員数
育児休業、部分休業をした期間は、給与は支給されない。また、育児短時間勤務をした場合、勤務のない時間分は減額される。

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の状況

ア 休職の状況

区 分	処分者数
心身故障	4人
刑事事件	0人

イ 降任又は免職の状況

区 分	処分者数
勤務実績	0人
職務支障	0人
適格性を欠く	0人
廃職又は過員	0人

(2) 職員の懲戒処分の状況

区 分	処分者数
免職	0人
停職	0人
減給	0人
戒告	0人

5 職員のサービスの状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)に、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しているように、市では、随時服務規律の徹底を図っている。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

市では、職員の資質向上・人材育成のため職員研修を行い、職員の意識改革及び能力の向上を図っている。

職員の研修の状況

主催	研修名	対象	受講者数
全国市町村職員中央研修所	入札改革研修	担当職員	0人
	介護保険実務研修	担当職員	0人
全国市町村国際文化研修所	使用料等の債権回収研修	担当職員	1人
	課題解決型研修	担当職員	0人
兵庫県自治協会	財政担当職員研修	担当職員	0人
	徴収事務担当職員研修	担当職員	1人
	給与事務担当職員研修	担当職員	0人
	選挙事務担当職員研修	担当職員	0人
	栄典事務担当職員研修	担当職員	2人
	財務担当職員研修	担当職員	1人
	交付税担当職員研修	担当職員	3人
	人事労務担当管理監督職員研修	人事担当管理監督職員	1人
	人事評価制度研修	担当職員	0人
	住民と行政の協同推進研修	担当職員	0人
	住基担当者研修	担当職員	0人
兵庫県自治研修所	吏員第1部研修	29才以下職員	4人
	吏員第2部研修	30歳以上役付でない職員	6人
	監督職研修	監督する職員	8人
	管理職研修	管理職	0人
	政策課題研究研修	全職員	0人
	政策づくりの基本と実践研修	全職員	1人
	管理職政策づくり研修	管理職	1人
	クレーム対応力向上研修	全職員	1人
	行政法研修	全職員	2人
	民法研修	全職員	2人
	政策法務研修	全職員	1人
	公務員倫理研修	全職員	1人
	接遇指導者養成研修	在職年数10年以上職員	1人
	部局長等管理職研修	管理職	6人
	マネジメントスキル向上研修	全職員	2人
淡路県民局	淡路地区別管理職研修	管理職	0人
淡路広域行政事務組合	淡路3市新人研修	新規採用職員	10人
淡路市	新人職員研修	新任職員	10人
	ハラスメント研修	全職員	59人
	人権研修	全職員	411人
	協同推進セミナー	全職員	121人
	交通安全、事故防止研修	全職員	270人
合計			926人

7 勤務成績の評定の状況

管理職その他一般職に対して能力評価を実施し、勤務成績への反映は実施していないが、人材育成に活用している。

「能力評価」とは、期待し、求められる職務遂行能力について、どの程度発揮できたかを能力基準に照らして評価することをいう。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金

職員の共済・厚生制度として、市は兵庫県市町村職員共済組合等に加入しており、主として短期給付事業（出産、結婚、休業等による給付）、長期給付事業（年金等）、福祉事業（貯金、貸付等）がある。詳細は、兵庫県市町村職員共済組合ホームページ（<http://www.h-kyosai.or.jp/index.php>）又は公立学校共済組合兵庫支部ホームページ（<http://www.kouritu.go.jp/hyogo/>）をご覧ください。

区分	負担金額（25年度普通会計決算）
金額	583,165 千円

(2) 旧恩給組合負担金

区 分	負担金額(25年度普通会計決算)
負担額	1,106,925 円

(3) 職員互助会負担金

市は、職員の福利増進等のため、兵庫県市町職員互助会・兵庫県学校厚生会に加入しており、主として共済・掛金・福利事業(各種見舞金、各種祝金、弔慰金等給付)等を行っている。

区 分	負担金額(25年度普通会計決算)
金額	3,360千円

(4) 退職手当組合負担金

区 分	負担金額(25年度普通会計決算)
金額	635,727千円

(5) 安全衛生(健康診断)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づき、職員の健康診断を毎年度定期的に行っている。

受診者数	887人
------	------

(6) 公務災害基金負担金

市は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しており、この制度は職員が公務上・通勤上の災害を被った場合に、その身体的損害に対し補償するものである。

平成25年度の公務災害・通勤災害の状況

項目	負担金額
公務災害認定件数	5件
通勤災害認定件数	0件

平成24年度負担金

区 分	負担金額(25年度普通会計決算)
金額	2,982千円

負担金は、前年度の職員の給与をもとにその年の率(毎年変動)により算出している。

9 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施結果

試験名	申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率
一般行政職初級	52	39	6	8.7
社会人経験者	16	13	4	4.0
身体障害者	2	2	1	2.0
保育士	16	15	1	16.0
埋蔵文化財保護調査等の業務	13	9	1	13.0

(2) 選考採用の実施結果

被選考者数	合格者数
未実施	-